

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	都市計画法
根拠条項	都市計画法第 58 条
許認可等の概要	風致地区内(面積が 10 ヘクタール以上で、かつ、2 以上の市町村の区域にわたるものに限る)において建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	風致地区の許可基準は地域の実情に応じたきめ細やかな対応を図る必要があるため、個々の地区において「風致保全の方針」を策定し判断していくこととなるが、現在、北海道内には知事の許可を要する風致地区が指定されていない。そのため、具体的な審査基準がない現段階では標準処理期間を設定することは困難であり、個別の案件決定時までに行う。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	施設計画係 (内線：29-822)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	密集市街地における防災街区の整備に関する法律
根拠条項	法第 2 8 3 条第 1 項
許認可等の概要	防災都市計画施設の区域内における建築許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	これまで北海道では「防災都市計画施設の区域」の指定はなく、今後の指定予定も無いことから、将来的に申請が発生する見込みは無いため、審査基準は設定していないことから、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であるため。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	基本計画係 (内線 : 2 9 - 8 1 1)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）
根拠条項	被災市街地復興特別措置法第 7 条第 1 項
許認可等の概要	被災市街地復興推進地域内において、土地の形質の変更等をしようとする者からの申請に対する許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input checked="" type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	現在北海道では、「被災市街地復興推進地域」の指定はなく、今後の指定予定もないことから、北海道に対し申請が発生する見込みは無いため、標準処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	区域計画係 (内線：29-820)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）
根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項
許認可等の概要	流通業務地区内において、法第 5 条第 1 項第 1 号から第 1 1 号に規定する施設以外の施設の建設等を行おうとする者からの申請に対する許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	現在北海道では、「流通業務地区」の指定は札幌市内にしかなく（札幌市は政令指定都市のため、札幌市長の権限で処理）、札幌市以外の地域における今後の指定予定もないことから、北海道に対し申請が発生する見込みは無いため、標準処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	区域計画係 (内線：29-820)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）
根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律第 3 7 条第 1 項
許認可等の概要	流通業務施設を建設すべき敷地の譲受人が定めた流通業務施設の工事計画の承認
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	現在北海道では、「流通業務地区」の指定は札幌市内にしかなく（札幌市は政令指定都市のため、札幌市長の権限で処理）、札幌市以外の地域における今後の指定予定もないことから、北海道に対し申請が発生する見込みは無いため、標準処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	区域計画係 (内線：29-820)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）
根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律第 3 8 条第 1 項
許認可等の概要	造成敷地等の所有権等の移転等の承認
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	現在北海道では、「流通業務地区」の指定は札幌市内にしかなく（札幌市は政令指定都市のため、札幌市長の権限で処理）、札幌市以外の地域における今後の指定予定もないことから、北海道に対し申請が発生する見込みは無いため、標準処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	区域計画係 (内線：29-820)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第22条第1項
許認可等の概要	景観重要建造物の現状変更の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	道は現時点で景観重要建造物を指定していないことから、この許可に係る申請が発生せず、また、この許可に係る審査基準を設定していないため、標準的な処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第31条第1項
許認可等の概要	景観重要樹木の現状変更の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	道は現時点で景観重要樹木を指定していないことから、この許可に係る申請が発生せず、また、この許可に係る審査基準を設定していないため、標準的な処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)



(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第36条第3項
許認可等の概要	管理協定の締結の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	道は、現時点で景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していないことから、管理協定の締結の認可に係る申請が発生しないため、標準的な処理期間を設定していない。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）
根拠条項	景観法第 81 条第 4 項
許認可等の概要	景観協定の締結の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	<p>景観協定は、景観行政団体である地方公共団体が景観計画を定めた場合に、景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、当該土地の区域において良好な景観を形成することを目的に締結できるものであり、あらかじめ景観行政団体の認可を受けなければならない。</p> <p>道は、景観行政団体として平成 20 年に景観計画を定めたが、現時点でこの認可に係る申請がないため、標準的な処理期間の設定が困難である。</p>
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第88条第1項
許認可等の概要	景観協定の廃止の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	<p>景観協定は、景観行政団体である地方公共団体が景観計画を定めた場合に、景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、当該土地の区域において良好な景観を形成することを目的に締結できるものであり、その締結及び廃止については、あらかじめ景観行政団体の認可を受けなければならない。</p> <p>道の景観計画区域内では、現時点で締結された景観協定がないことから、廃止の認可に係る申請が発生しないため、標準的な処理期間を設定していない。</p>
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第90条第1項
許認可等の概要	一の所有者による景観協定の設定の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> （1）設定 <input checked="" type="checkbox"/> （2）未設定（未設定イ） <input type="checkbox"/> （3）未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	<p>一の所有者による景観協定は、景観行政団体である地方公共団体が景観計画を定めた場合に、景観計画区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者が、当該土地の区域において良好な景観を形成することを目的に設定できるものであり、あらかじめ景観行政団体の認可を受けなければならない。</p> <p>道は、景観行政団体として平成20年に景観計画を定めたが、現時点でこの認可に係る申請がないため、標準的な処理期間の設定が困難である。</p>
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	景観法（平成16年6月18日法律第110号）
根拠条項	景観法第92条第1項
許認可等の概要	景観整備機構の指定
審査基準の設定状況	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	<p>景観行政団体である地方公共団体は、良好な景観の形成に取り組む主体として、一般社団法人又は一般財団法人又はNPO法人のうち一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。</p> <p>この景観整備機構の指定について、北海道に対する申請はこれまでに一件のみであることから、標準的な処理期間の設定が困難である。</p>
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線：29-828)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第6条第5項
許認可等の概要	社会活動上必要なものとして特別に認めた広告物又は掲出物件の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	当該規定に基づく屋外広告物の許可は、あくまで例外的なものであり、また、許可に当たっては審議会の意見を聴くこととされていることから (条例第24条)、あらかじめ具体的な審査基準及び標準処理期間を定めることは困難である。 また、過去に許可実績は無い。
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線: 29-827)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第7条第2項
許認可等の概要	広告物及びこれを掲出する物件が、良好な景観の形成に資すると認められるときの禁止地域や許可地域の規制の適用除外
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	当該規定に基づく適用除外は、あくまで例外的なものであり、また、適用除外に当たっては審議会の意見を聴くこととされていることから (条例第24条)、あらかじめ具体的な審査基準及び標準処理期間を定めることは困難である。 また、過去に許可実績は無い
担当部課	建設部まちづくり局都市計画課
担当係名	景観係 (内線: 29-827)